

福生市障害者計画・ 第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画（案）

こちらは、計画書のイメージを御確認いただくため作成した資料
になります。

記載の文言、数字等は、仮に入力しているものです。

令和*年*月

福 生 市

福生市障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画 目次構成案

| 構成 |
|--|
| 第1章 計画策定の趣旨について 1 計画策定の趣旨・背景 2 国の障害者施策の流れ 3 計画の位置付け 4 計画の期間 5 計画の対象 6 計画の策定体制 |
| 第2章 障害のある人をめぐる現状と課題 1 手帳登録者数等 2 障害福祉サービスの利用状況 3 障害者生活実態調査結果 4 障害のある人を取り巻く現状と課題 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 1 計画の基本理念 2 計画の基本目標 3 計画の展開 |
| 第4章 基本計画 1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり 2 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり(福生市障害児福祉計画) 3 地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり 4 障害のある人の地域生活の基盤づくり |
| 第5章 令和8年度の将来像 |
| 第6章 障害福祉サービスの提供見込み |
| 第7章 計画の推進 |
| 第8章 付属資料 |



計画策定の趣旨について

1 計画策定の趣旨・背景

近年、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障害者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障害の有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重し、障害をもつ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去することを基本理念とした取組が進められています。

福生市（以下「本市」）では、「障害者計画」や「障害福祉計画」の策定を通じて、障害福祉の推進を図り、令和3年度に「福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の理念である「安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現」を念頭に、次期計画である「福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、本市における障害者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

Ⅱ 2 国の障害者施策の流れ

(1) 障害者計画にかかる動向

障害者施策は、昭和45（1970）年に「心身障害者対策基本法」によって、基本的な法律が成立しました。その後、「国際障害者年」（昭和56（1981）年）等の国際的な動きを経て、昭和57（1982）年に国内では障害者施策に関して初めての本格的な長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定、平成5（1993）年にはその後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されるなど、障害者施策の推進が図られてきました。

そうした中で、「心身障害者対策基本法」は平成5（1993）年に「障害者基本法」として、障害者の自立と社会参加の促進、精神障害者を障害者の範囲に加えるなど大きく改正され、平成15（2003）年度には「障害者基本法」に基づき「障害者基本計画」が策定されました。「障害者基本計画」は、平成24（2012）年度までの10年間を計画期間として、障害の有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」とすることが掲げられ、障害のある方々が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備に取り組んできました。「障害者基本法」は平成16（2004）年に改正され、各自治体における『障害者計画』の策定義務化等が規定されました。

平成15（2003）年から、身体障害、知的障害児・者の福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する従来の「措置制度」が変わって、「支援費制度」が導入され、利用者自らがサービスを選択できるようになりました。平成17（2005）年10月には、安定した財源確保のもと、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が成立しました。これにより、『障害福祉計画』の策定も各自治体に義務づけられました。

平成23（2011）年には、「障害者基本法」が防災・防犯、消費者としての障害者の保護を加えるなど一部修正される中、「障害者自立支援法」が廃止され、難病等を障害者の定義に加えること、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護と地域移行支援の利用対象の拡大、「障害支援区分」への見直しなどを主な内容とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成24（2012）年に新たに制定されました。

また、平成30（2018）年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）」が施行され、自立生活援助や就労定着支援、共生型サービスの創設等とともに、近年増加している医療的ケア児への支援体制の整備等、障害児支援のニーズの多様化へきめ細かな対応を図るため、『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。

(2) 近年の障害者に関するその他の法整備

障害者の人権や権利に関しては、虐待を受けた障害者の保護や、養護者に対する支援の措置等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24（2012）年に施行されました。また、差別の解消を推進し、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25（2013）年に制定されるなど、関係する国内法の整備が進み、我が国では、平成26（2014）年に障害者の人権や基本的自由の享有を確保する障害者に関する国際条約である「障害者権利条約」を批准しました。その後、平成28（2016）年4月には、障害者差別解消法が施行され、差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）等が盛り込まれました。

障害者の雇用・就労に関しては、平成25（2013）年に、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。また、同年、雇用分野の障害者差別を禁止するための措置等を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」が改正されました。

障害の特性に応じた様々な法整備も進んでおり、平成27（2015）年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病に関する医療や施策の基本的指針が定められました。また、平成28（2016）年には「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」が成立し、発達障害の疑いがある場合の支援や、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援等、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われました。

平成30（2018）年に2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正バリアフリー法）」が施行されました。また、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

そして、令和3（2021）年5月には、「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が施行されました。

令和4（2022）年12月には、障害者総合支援法の改正案が可決され、障害や難病をもつ方の地域生活や就労の支援を強化として、障害者の多様な就労ニーズに応じた支援として「就労選択支援」が追加されました。

3 計画の位置付け

(1) 計画の性格

「福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」(以下「本計画」)は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。「障害者計画」は本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体・事業者、市が活動を行う際の指針となるものです。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害者福祉施策を円滑に実施するために、障害者(児)福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

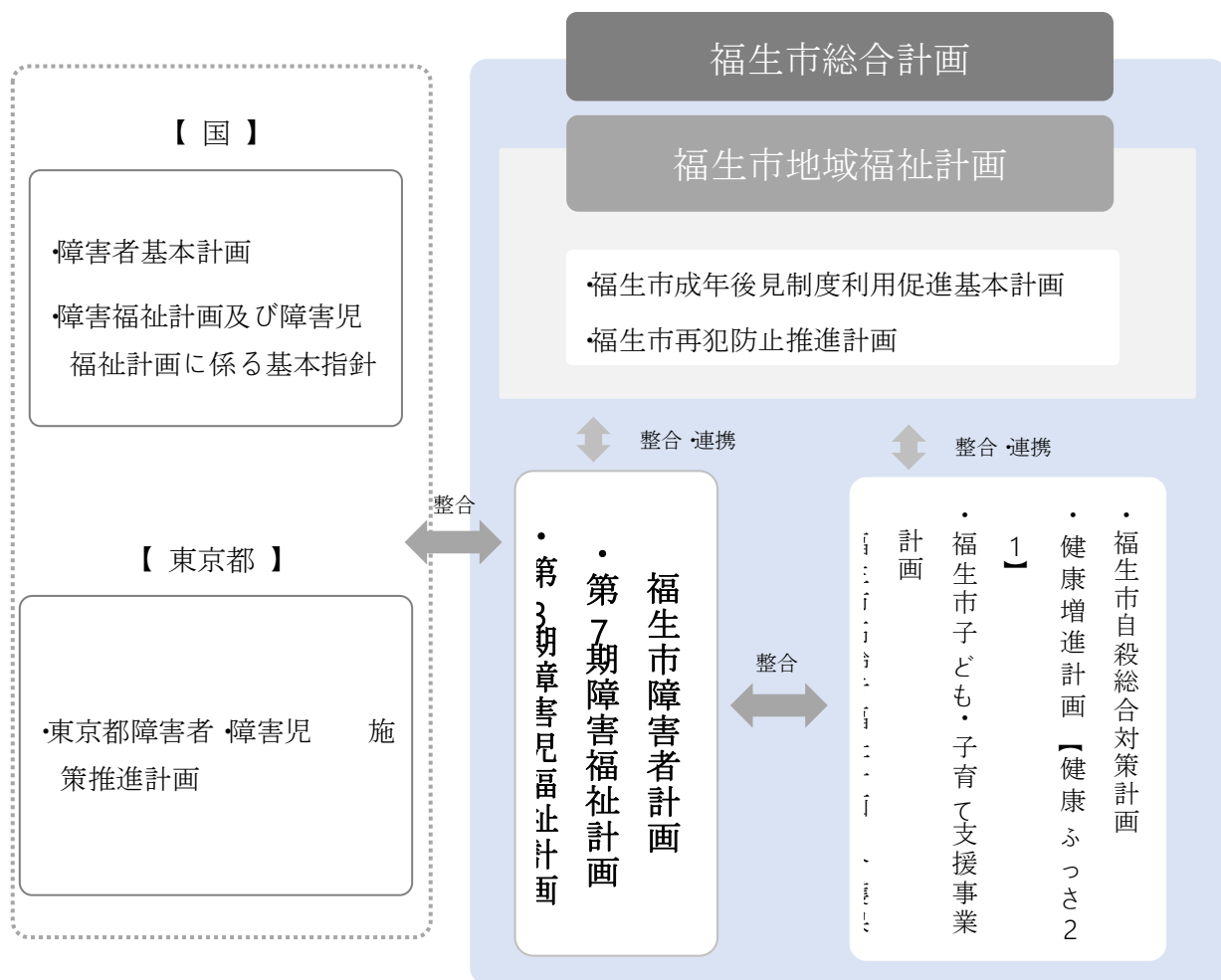
(2) 根拠法令

障害者基本法による「障害者計画」は、障害福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障害種別共通の給付等の事項を規定したものです。

| | 障害者計画 | 障害福祉計画 | 障害児福祉計画 |
|-----|---|---|--------------------------------|
| 内容 | 障害者施策の基本方針について定める計画 | 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画 | 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画 |
| 根拠法 | 障害者基本法 | 障害者総合支援法 | 児童福祉法 |
| 国 | (第5次)障害者基本計画 (令和5(2023)年度 ~令和9(2027)年度) | 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 (都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す) | |
| 都 | 東京都障害者・障害児施策推進計画 | | |
| 福生市 | 福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 | | |

(3) 関連計画

本計画は、市の最上位計画である「福生市総合計画」の障害者福祉部門計画として位置付けられます。本計画では、本市が策定した各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び都が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



(4) S D G s (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

S D G s (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、2015年 (平成27年) 9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

S D G s は17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。S D G s の17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障害をもつ人々を含めた本市に住む全ての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本プランの方針にも当てはまるものです。

そのため、障害福祉施策を推進するに当たっては、S D G s を意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障害のある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画の期間

今回策定する「福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画の期間とします。

| 区分 | 令和 3年度 (2021) | 令和 4年度 (2022) | 令和 5年度 (2023) | 令和 6年度 (2024) | 令和 7年度 (2025) | 令和 8年度 (2026) | 令和 9年度 (2027) | 令和 10年度 (2028) | 令和 11年度 (2029) |
|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 障害者 計画 | 障害者計画 | | | 障害者計画 | | | 次期計画 | | |
| 障害 福祉 計画 | 第6期 | | | 第7期 | | | 次期計画 | | |
| 障害児 福祉 計画 | 第2期 | | | 第3期 | | | 次期計画 | | |

5 計画の対象

本計画は、障害者（児）施策全般についての計画であり、保健・医療、教育、子育て、就労、文化、スポーツ、防災、まちづくりなど、複数の領域に関係しています。また、障害のある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現をめざすためには、全ての市民の理解と協力が必要であることから、計画対象は全市民としています。

なお、本計画における「障害者」とは、手帳の有無に関わらず以下を指します。

- ・身体に障害のある者【18歳以上】
- ・知的障害のある者【18歳以上】
- ・精神に障害のある者【18歳以上】
(発達障害のある者、高次脳機能障害のある者を含み、知的障害のある者を除く)
- ・難病等のある者【18歳以上】

また、「障害児」とは、手帳の有無に関わらず以下を指します。

- ・身体に障害のある児童【18歳未満】
- ・知的障害のある児童【18歳未満】
- ・精神に障害のある児童【18歳未満】
(発達障害のある児童、高次脳機能障害のある児童を含み、知的障害のある児童を除く)
- ・難病等のある児童【18歳未満】

|| 6 計画の策定体制

(1) 計画策定の体制

障害福祉に関する団体・障害福祉サービス事業者・関係機関の代表者、及び学識経験者等で組織する「福生市地域福祉推進委員会」を開催し、計画策定に関して有益な意見を採り入れながら、計画を策定しました。

(2) 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、障害者等のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者及びそのご家族、関係団体へのアンケート調査、パブリックコメントを実施しました。



第2章 障害のある人をめぐる現状と課題

1 手帳登録者数等

(1) 障害者数の推移

【障害者数の推移】

(単位：人)

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 58,448 | 57,975 | 57,378 | 56,786 | 56,193 | 56,055 |
| 身体障害者 手帳所持者数 | 1,595 | 1,579 | 1,553 | 1,634 | 1,594 | 1,595 |
| 愛の手帳所 持者数 | 423 | 434 | 454 | 449 | 475 | 485 |
| 精神障害者 保険福祉手 帳所持者数 | 435 | 510 | 532 | 541 | 605 | 669 |

※各年度末現在

(2) 身体障害者

【登録者数】

(単位 : 人)

| 障害名 \ 等級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 合計 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 肢体不自由 | 132 | 146 | 126 | 204 | 71 | 31 | 713 |
| 視覚障害 | 32 | 46 | 7 | 10 | 21 | 8 | 124 |
| 聴覚障害 | — | 51 | 10 | 35 | — | 56 | 152 |
| 音声・言語障害 | — | — | 29 | 19 | — | — | 48 |
| 呼吸器障害 | 7 | — | 14 | 6 | — | — | 27 |
| 心臓障害 | 176 | — | 31 | 53 | — | — | 260 |
| じん蔵障害 | 151 | — | 1 | — | — | — | 152 |
| 膀胱・直腸障害 | — | — | 8 | 89 | — | — | 97 |
| 小腸機能障害 | 1 | — | — | — | — | — | 1 |
| 免疫障害 | 3 | 8 | 2 | 4 | — | — | 17 |
| 肝臓障害 | 4 | — | — | — | — | — | 4 |
| 令和 4 年度合計 | 506 | 251 | 228 | 420 | 92 | 98 | 1,595 |
| 令和 3 年度 | 493 | 249 | 237 | 419 | 97 | 99 | 1,594 |

【所持者数】

(単位 : 人)

| 年齢 | 0～6 歳 | 7～17 歳 | 18～64 歳 | 65 歳以上 | 合計 |
|------|-------|--------|---------|--------|-------|
| 所持者数 | 6 | 24 | 466 | 994 | 1,490 |

※令和 4 年度末現在

(3) 知的障害者

【登録者数】

(単位 : 人)

| 程度 | 1 度 (最重度) | 2 度 (重度) | 3 度 (中度) | 4 度 (軽度) | 合計 |
|---------|--------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 登録者数 | 12 | 101 | 102 | 270 | 485 |
| 令和 3 年度 | 12 | 99 | 98 | 266 | 475 |

※令和 4 年度末現在

【所持者数】

(単位 : 人)

| 年齢 | 0 ~ 6 歳 | 7 ~ 17 歳 | 18 ~ 64 歳 | 65 歳以上 | 合計 |
|------|---------|----------|-----------|--------|-----|
| 所持者数 | 16 | 98 | 346 | 25 | 485 |

※令和 4 年度末現在

(4) 精神障害者

【登録者数】

(単位 : 人)

| 等級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 合計 |
|---------|-----|-----|-----|-----|
| 登録者数 | 45 | 370 | 254 | 669 |
| 令和 3 年度 | 42 | 345 | 218 | 605 |

※令和 4 年度末現在

【所持者数】

(単位 : 人)

| 年齢 | 0 ~ 6 歳 | 7 ~ 17 歳 | 18 ~ 64 歳 | 65 歳以上 | 合計 |
|------|---------|----------|-----------|--------|-----|
| 所持者数 | 1 | 16 | 577 | 75 | 669 |

※令和 4 年度末現在

(5) 難病患者

【難病患者数】

(単位 : 人)

| 疾病名 | 受給者数 | 疾病名 | 受給者数 |
|--------------------------------|------|---------------------|------|
| 筋萎縮性側索硬化症 | 1 | 特発性後天性全身性無汗症 | 1 |
| 進行性核上性麻痺 | 7 | サルコイドーシス | 10 |
| パーキンソン病 | 46 | 特発性間質性肺炎 | 4 |
| 大脳皮質基底核変性症 | 2 | 肺動脈性肺高血圧症 | 1 |
| 重症筋無力症 | 10 | 慢性血栓性肺高血圧症 | 2 |
| 多発性硬化症/視神経脊髄炎 | 9 | リンパ管筋腫症 | 2 |
| 多系統萎縮症 | 5 | 網膜色素変性症 | 15 |
| 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症除く。) | 12 | 特発性門脈圧亢進症 | 1 |
| 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/ 多巣性運動ニューロパチー | 3 | 原発性胆汁性胆管炎 | 10 |
| もやもや病 | 4 | 原発性硬化性胆管炎 | 3 |
| 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を 含む。) | 2 | 自己免疫性肝炎 | 11 |
| ライソゾーム病 | 3 | クローン病 | 29 |
| 天疱瘡 | 3 | 潰瘍性大腸炎 | 66 |
| 表皮水疱症 | 1 | 多発血管炎肉芽腫症 | 1 |
| 結節性多発動脈炎 | 3 | 若年性特発性関節炎 | 1 |
| 顕微鏡的多発血管炎 | 3 | 限局性皮質異形成 | 1 |
| 好酸球性多発血管炎肉芽腫症 | 4 | 高安動脈炎 | 1 |
| 悪性関節リウマチ | 4 | 肥大型心筋症 | 1 |
| 全身性エリテマトーデス | 26 | 原発性免疫不全症候群 | 2 |
| 皮膚筋炎/多発性筋炎 | 17 | 筋ジストロフィー | 1 |
| 全身性強皮症 | 13 | 一次性ネフローゼ症候群 | 9 |
| 混合性結合組織病 | 3 | 一次性膜性増殖性糸球体腎炎 | 1 |
| シェーグレン症候群 | 9 | 間質性膀胱炎(ハンナ型) | 1 |
| ベーチェット病 | 7 | フェニルケトン尿症 | 1 |
| 特発性拡張型心筋症 | 6 | 強直性脊柱炎 | 4 |
| 再生不良性貧血 | 1 | 後天性赤芽球癆 | 1 |
| 特発性血小板減少性紫斑病 | 8 | I g G 4 関連疾患 | 6 |
| I g A 腎症 | 4 | 好酸球性副鼻腔炎 | 8 |
| 多発性嚢胞腎 | 9 | 原発性骨髄繊維症 | 1 |
| 黄色靱帯骨化症 | 6 | 先天性血液凝固因子欠乏症等 | 2 |
| 後縦靱帯骨化症 | 20 | 下垂体性 T S H 分泌亢進症 | 1 |
| 広範脊柱管狭窄症 | 2 | 下垂体性成長ホルモン分泌亢進 症 | 3 |
| 特発性大腿骨頭壊死症 | 17 | 下垂体前葉機能低下症 | 10 |
| 下垂体性 A D H 分泌異常症 | 1 | 人工透析を必要とする腎不全 | 119 |
| | | 合計 | 601 |
| | | 平成 3 年度 合計 | 500 |

※令和 4 年度末現在

(6) 児童・生徒の状況

【市立小学校の特別支援学級・特別支援教室・通級指導学級の児童数】

(単位：人)

| 特別支援学級 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 合計 |
|---------------------|----|----|----|----|----|----|-----|
| 福生第一小学校 (ひまわり学級) | 4 | 5 | 5 | 3 | 6 | 3 | 26 |
| 福生第二小学校 (くまがわ学級) | 4 | 2 | 1 | 1 | 5 | 3 | 16 |
| 福生第六小学校 (かめのこ学級) | 5 | 1 | 5 | 2 | 5 | 6 | 24 |
| 計 | 13 | 8 | 11 | 6 | 16 | 12 | 66 |
| 特別支援教室 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 合計 |
| 福生第一小学校 | 5 | 3 | 5 | 2 | 5 | 5 | 25 |
| 福生第二小学校 | 4 | 5 | 5 | 1 | 1 | 6 | 22 |
| 福生第三小学校 | 5 | 1 | 10 | 3 | 9 | 5 | 33 |
| 福生第四小学校 | 0 | 1 | 9 | 4 | 9 | 5 | 28 |
| 福生第五小学校 | 5 | 7 | 6 | 1 | 3 | 2 | 24 |
| 福生第六小学校 | 3 | 1 | 7 | 6 | 2 | 7 | 26 |
| 福生第七小学校 | 0 | 1 | 6 | 5 | 0 | 2 | 14 |
| 計 | 22 | 19 | 48 | 22 | 29 | 32 | 172 |
| 通級指導学級 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 合計 |
| 福生第七小学校 (ことばの教室) | 5 | 8 | 8 | 3 | 5 | 6 | 35 |
| 合計 | 40 | 35 | 67 | 31 | 50 | 50 | 273 |

※令和4年度末現在

【市立中学校の特別支援学級・特別支援教室の生徒数】

(単位：人)

| 特別支援学級 | 1年 | 2年 | 3年 | 合計 |
|-------------------|----|----|----|----|
| 福生第一中学校 (8組) | 12 | 9 | 12 | 33 |
| 福生第一中学校 (9組) | 5 | 3 | 1 | 9 |
| 計 | 17 | 12 | 13 | 42 |
| 特別支援教室 | 1年 | 2年 | 3年 | 合計 |
| 福生第一中学校 (福一教室) | 4 | 2 | 6 | 12 |
| 福生第二中学校 (福二教室) | 8 | 8 | 8 | 24 |
| 福生第三中学校 (福三教室) | 6 | 4 | 5 | 15 |
| 計 | 18 | 14 | 19 | 51 |
| 合計 | 35 | 26 | 32 | 93 |

※令和4年度末現在

【近隣自治体の特別支援学校等に在籍する児童・生徒数】

(単位：人)

| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 合計 |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 小学生 | 5 | 1 | 2 | 9 | 4 | 4 | 25 |
| 中学生 | 8 | 7 | 2 | | | | 17 |
| 高校生 | 10 | 13 | 9 | | | | 32 |
| 合計 | 23 | 21 | 13 | | | | 74 |

※令和4年度末現在

(7) 就学前の子どもの状況

【受入れ人数】

(単位：人)

| | 人数 |
|--------|----|
| 保育所 | 44 |
| 認定こども園 | 3 |
| 幼稚園 | 16 |
| 合計 | 63 |

※令和4年度末現在

|| 2 障害福祉サービスの利用状況

グラフ作成中

3 障害者生活実態調査結果

(1) 調査の概要

①調査の目的

令和5年度に予定している「福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定するにあたり、基礎資料として活用するため、実態調査を実施しました。

②調査対象

| 対象者（在宅で生活し次に該当する市民の方） | | 対象者数 |
|-----------------------|----------------|-------|
| 障害者 | 身体障害者手帳所持者 | 1,439 |
| | 愛の手帳所持者 | 304 |
| | 精神障害者保健福祉手帳所持者 | 572 |
| | 特殊疾病患者福祉手当受給者 | 429 |
| 障害児 | 身体障害者手帳所持者 | 28 |
| | 愛の手帳所持者 | 112 |
| | 精神障害者保健福祉手帳所持者 | 15 |
| | 特殊疾病患者福祉手当受給者 | 1 |

③調査基準日

令和4年10月1日

④調査期間

令和4年12月1日～令和4年12月20日

⑤調査方法

郵送配付・郵送回収方式

⑥回収状況

| | 配布数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-----|---------|---------|-------|
| 障害者 | 2,499 通 | 1,311 通 | 52.5% |
| 障害児 | 137 通 | 64 通 | 46.7% |

※配布数は重複して手帳等を所持されている方もいるので、上記対象者数と一致いたしません。

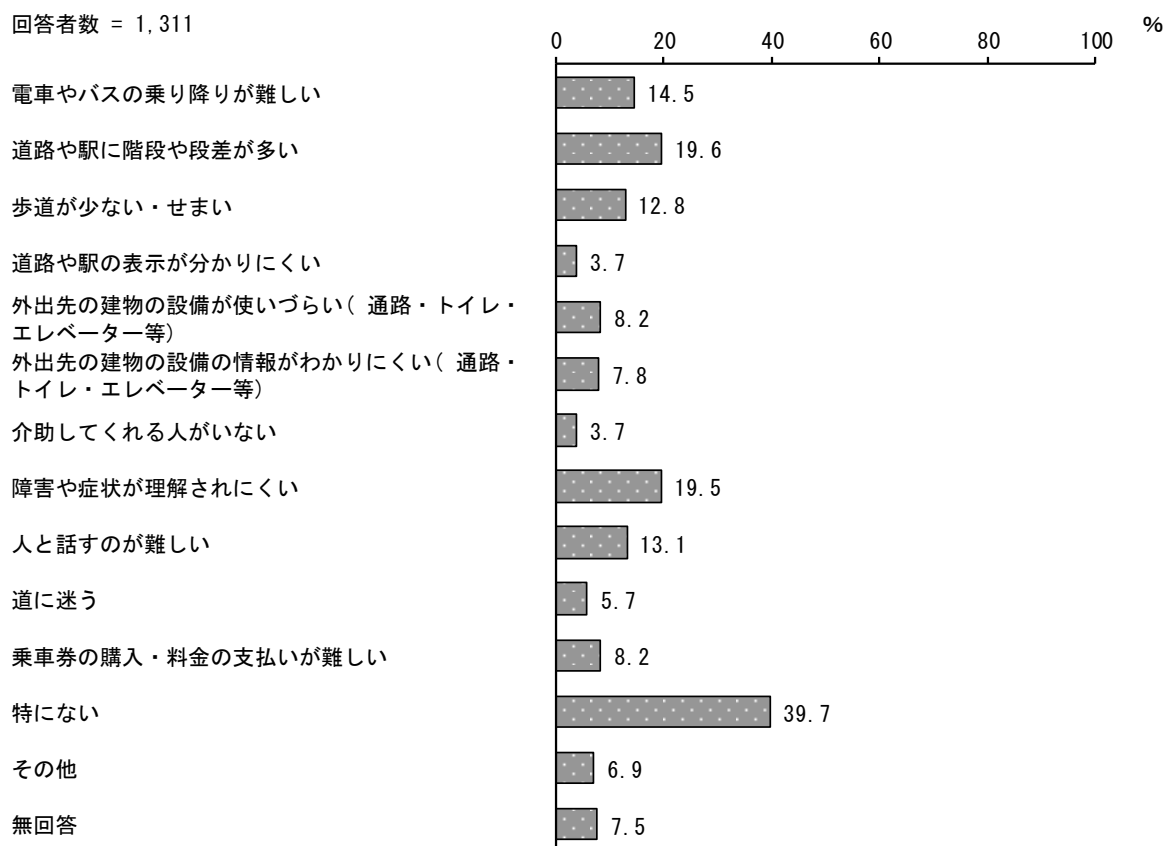
(2) 日常生活について

① 外出時に困ること

【障害者】

「特にない」の割合が 39.7%と最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」の割合が 19.6%、「障害や症状が理解されにくい」の割合が 19.5%となっています。

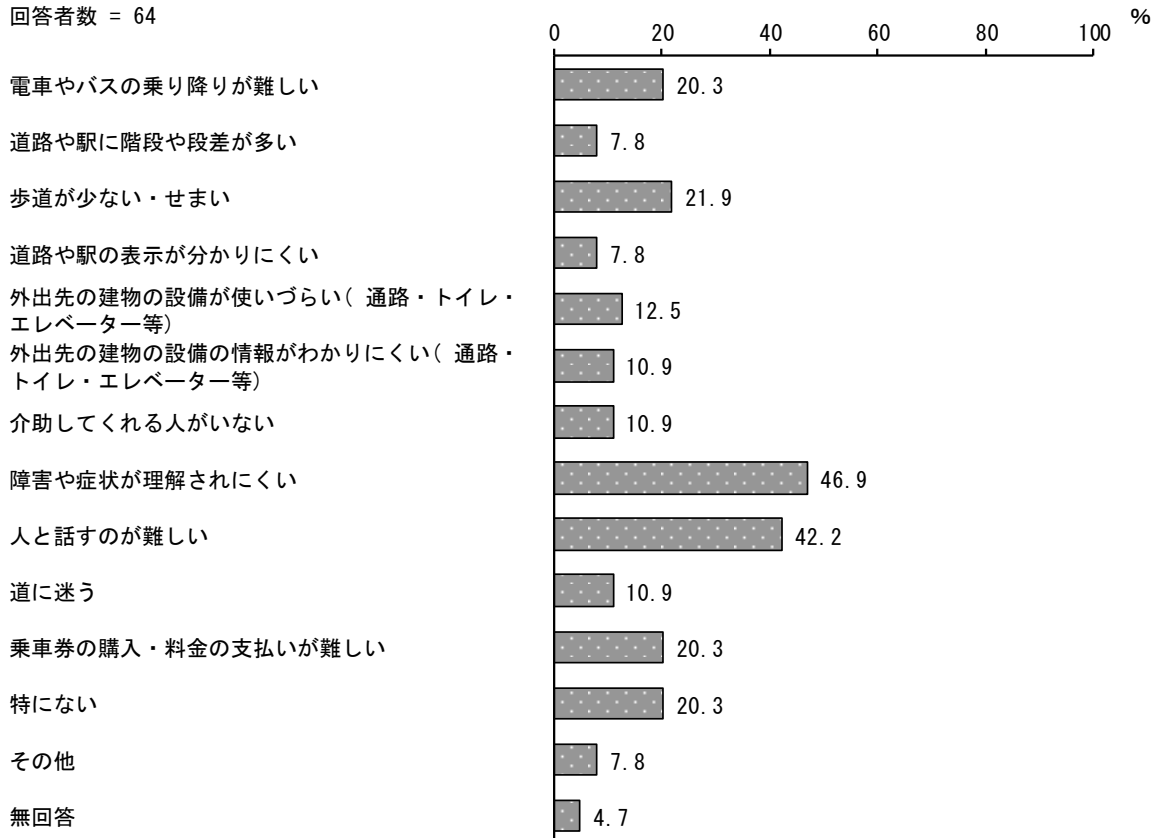
回答者数 = 1,311



【障害児】

「障害や症状が理解されにくい」の割合が 46.9%と最も多く、次いで「人と話すのが難しい」の割合が 42.2%、「歩道が少ない・せまい」の割合が 21.9%となっています。

回答者数 = 64



4 障害のある人を取り巻く現状と課題

(1) 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり

相談体制・情報提供の充実について

- 障害のある人の多様なニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。
- 障害のある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障害のある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要があります。

権利擁護体制の確立について

- 障害者に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、利用者の障害特性を理解し、継続的に支援することが求められます。
- 今後、さらに人権・権利擁護を推進していくためには、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発とともに、成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知とともに権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいくことが必要です。

障害福祉サービスの充実について

- 福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障害のある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が求められています。

意思疎通支援の充実について

- 視覚・聴覚障害のみならず、様々な特性や一人一人の状況、必要性に応じた、コミュニケーション手段の確保に努めていくことが必要です。
- 近年では、情報通信技術の進展が障害者の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話通訳者や要約筆記者の確保と合わせ、情報通信機器の有効活用に向けた支援の充実を図っていくことが必要です。

経済的支援の実施について

- 障害のある人が地域で安心して生活していくためには、経済的に安定していることが重要であり、年金や手当の適正な支給や税の減免等、諸制度の周知を推進していく必要があります。

地域の安全と災害時を想定した対応について

- 災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障害者の援護体制の強化を図っていくことが必要です。
- 今後、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

(2) 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり

障害の早期発見と障害児の療育支援について

- 乳幼児期における健康診査等において、疾病・障害や育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。
- 障害のある子どもが、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制や、障害の特性に応じた療育を実施するため、指導方法等の工夫や改善を図っていくことが求められます。

切れ目のない障害児サービスの充実について

- 障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要となっています。
- 関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実と情報共有や、放課後等デイサービスなど障害児サービスの充実を推進していくことが必要です。

特別支援教育・インクルーシブ教育の推進について

- 特別支援教育の視点を持つ教員を育成し個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障害の有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備がさらに必要となっています。
- 一人一人の状況に応じたきめ細かな保育・教育がなされるよう、より一層のインクルーシブ教育に向け、体制の強化を図ることが必要です。

(3) 地域の理解のもと障害のある人も

いきいきと参加しているまちづくり

障害の理解と合理的配慮の推進について

- 差別解消や合理的配慮に向けた具体的な行動につながるよう、障害に関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障害のある人に対する理解を深める啓発活動を進める必要があります。

社会参加の促進について

- スポーツ・レクリエーションや文化活動は、障害のある人の生活をより豊かにし、生きがいにつながるとともに、地域におけるさまざまな交流機会ともなることから、能力・個性・意欲に応じて積極的に参加できる環境づくりが必要です。
また、芸術文化活動や余暇活動を通じた人との相互交流や障害の理解について、啓発を図る必要があります。

外出支援施策の推進について

- 買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動に参加するためには、移動手段の確保は欠かせません。また、障害のある人の外出を支援するために、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくする必要があります。

就労の支援・促進について

- 障害者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障害者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう取り組む必要があります。
- 一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障害への理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。

(4) 障害のある人の地域生活の基盤づくり

日中活動の場の確保について

- 障害者が地域で自分らしく生活するため、障害者が自分の希望や状態にあった日中活動を選んで利用できるよう、引き続き障害福祉サービスの「日中活動系サービス」や「地域活動支援センター」などの様々な日中活動を提供できるようにすることが必要です。

居住の場の確保について

- 障害のある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障害の状況に応じた居住の場を整えることが大切です。
- 障害のある人が望む住まい方を基本として、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりや経済的支援を引き続き進めていかなければなりません。

保健・医療サービスの充実について

- 保健や医療の支援が必要な障害のある人が地域で暮らし続けていくために、保健・医療サービスと福祉サービスとの連携が必要です。
- 住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障害者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

地域移行・地域定着の支援と促進について

- 精神障害者の地域移行を進めていくためには、地域で医療を受けながら安定した生活を送ることができるように、居住の確保や医師、保健師、相談支援専門員等の連携による支援の充実を図ることが必要です。また、精神障害のある人が地域で暮らし続けるために、状態が不安定な急性期の受入れ対応についても検討が必要です。



計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市の目指すまちの姿は「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」を掲げ、どのような取組においても、「ひと」、「まち」、「くらし」の視点を持ち、それぞれに対する影響を考慮しながら、現在、そして将来の福生市に関わるものの発展と幸せに向けてまちづくりに取り組むことを目指しています。

障害福祉分野では、障害者（児）が希望する生活や就労ができるよう、法律や制度、民間事業者等の状況を鑑みながら、計画的な事業展開による安定した障害福祉サービスや活動の場の提供を進めています。

本計画の基本理念については、これまでの障害福祉の取り組みとの連続性、整合性から前期計画の理念「安心・健やかに暮らせる 人にやさしいノーマライゼーション社会の実現」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、障害者が、住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるようなまちづくりをめざします。

【 基 本 理 念 】

**安心・健やかに暮らせる 人にやさしい
ノーマライゼーション社会の実現**

2 計画の基本目標

(1) 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり

障害の種別にかかわらず、障害者が住み慣れた地域や家庭で安心して自立生活を続けられるよう、一人ひとりの状況に応じた支援体制を整備します。

また、権利擁護の仕組みを強化し、福祉サービスの充実を図り、福祉のまちづくりを推進するなど、多岐にわたる生活支援策を推進します。

さらに、障害者の地域での安全な暮らしを支援し、災害時にも適切な支援が提供できる体制づくりを進めます。

(2) 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり

障害のある子どもたちが地域社会で健やかに成長し、個々の能力や個性を最大限に発揮できるよう、障害の早期発見と早期療育の体制を強化し、障害児を支援するサービスを向上させ、適切な保育施設や学校環境の整備に取り組んでいきます。

また、障害の程度や状況に応じた個別の教育・保育を提供するため、インクルーシブ教育の推進を図ります。

(3) 地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり

障害者が、自身の個性や能力を最大限に発揮し、社会活動に自分らしく参加できる地域社会の構築を図ります。また、働きたいという意欲を持つ障害者が、自分に合っ

た働き方で生きがいを感じられる環境を整え、そのための支援や定着支援を充実します。さらに、障害者に対する差別や偏見をなくし、障害者に対する適切な支援を提供し、障害の有無に関係なく、ともに安心して生活できる地域共生社会の実現を推進します。

(4) 障害のある人の地域生活の基盤づくり

障害者の地域での生活支援を強化するために、「地域活動支援センター」などの日中活動の場の整備、グループホームなどの住居の場の確保、「生活訓練」などの多様な支援サービスを提供し、障害者が地域社会で充実した生活を送るための基盤づくりを進めます。

3 計画の展開

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向]

安心・健やかに暮らせる人にやさしいノーマライゼーション社会の実現

1 障害のある人が
元気に安心して
暮らせるまちづ
くり

(1) 相談体制・情報提供の充実

(2) 権利擁護体制の確立

(3) 障害福祉サービスの充実

(4) 意思疎通支援の充実

(5) 経済的支援の実施

(6) 地域の安全と災害時を想定した対応

2 子どもの健やか
な発育・発達を
支援するまちづ
くり

(1) 障害の早期発見と障害児の療育支援

(2) 切れ目のない障害児サービスの充実

(3) 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進

3 地域の理解のも
と障害のある人
もいきいきと参
加しているまち
づくり

(1) 障害の理解と合理的配慮の推進

(2) 社会参加の促進

(3) 外出支援施策の推進

(4) 就労の支援・促進

4 障害のある人の
地域生活の基盤
づくり

(1) 日中活動の場の確保

(2) 居住の場の確保

(3) 保健・医療サービスの充実

(4) 地域移行・地域定着の支援と促進



基本計画

1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり

(1) 相談体制・情報提供の充実

現状と課題

施策の方向

【主な施策】

| 施策 | 内容 | 所管課 |
|------------------------|--|---|
| ① 継続的な相談支援体制の充実 | 担当部署が連携し、障害の有無に関わらず、発達の段階に応じて、特別な配慮が必要な子どもから高齢者まで切れ目のない継続的な相談支援体制を整備します。 | 社会福祉課 障害福祉課 介護福祉課 健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課 教育支援課 |
| ② 相談支援事業の推進 | 在宅の障害者及びその家族等の地域での生活を支援するため、「福生市障害者自立生活支援センター すてっぷ」における相談支援事業の充実を図ります。 | 障害福祉課 |
| ③ 精神障害者相談支援事業の充実 | 「精神障害者地域活動支援センター ハッピーウイング」における相談支援事業の充実を図ります。 | 障害福祉課 |
| ④ 高次脳機能障害者相談支援の充実 | 作業療法士等の有資格者による「高次脳機能障害者支援員」を配置し、高次脳機能障害者、その家族等への相談支援の充実を図ります。 | 障害福祉課 |
| ⑤ 基幹相談支援センターの充実 | 障害福祉に係る総合的な相談に対応するとともに、権利擁護、虐待防止等に係る支援をします。また、必要に応じて地域の相談機関との連携、専門機関の紹介を行い、基幹相談支援センターの充実を図ります。 | 障害福祉課 |
| ⑥ 障害に配慮した情報提供の充実 | SPコード、デージー等により、障害の特性に配慮した情報提供の充実に努めます。 | 全庁 |
| ⑦ 障害福祉等サービスに関する情報提供の充実 | 広報、ホームページ、ガイドブック、情報メールを活用し、障害者が適切なサービスを受けることができるよう情報提供の充実を図ります。 | 障害福祉課 |

2 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり（福生市障害児福祉計画）

（ 1 ） 障害の早期発見と障害児の療養支援

現状と課題

* * * * *
* * * * *
* * * * *

施策の方向

* * * * *
* * * * *
* * * * *

【主な施策】

| 施策 | 内容 | 所管課 |
|---------------------|--|---------------------------|
| ① 乳幼児健康診査の実施 | 乳幼児の健全な発育・発達と疾病等の早期発見・早期治療を目指し、受診率の向上、保健指導の内容の充実を図りながら、引き続き乳幼児健康診査を実施します。 | 健康課 |
| ② 発育・発達支援につながる連携の推進 | 乳幼児健診や健診後のフォロー事業から各乳幼児施設・機関までの、発育・発達支援につながる連携を進めます。 | 健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課 |
| ③ 臨床心理士等の巡回相談の実施 | 臨床心理士等が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取組を行います。 | 健康課 子ども家庭支援課 |
| ④ 児童発達支援の実施 | 未就学の障害児に対して、児童発達支援又は医療型児童発達支援により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。また、重症心身障害児で外出が著しく困難な児童に対しては、居宅訪問型児童発達支援により、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。 | 障害福祉課 |
| ⑤ 教育・保育施設での障害児の受入れ | 幼稚園、認定こども園、保育園では、保育士等の支援により集団生活が可能な障害児を受け入れ、健常児とともに幼児教育、集団保育を実施することで、健全な社会性の成長、発達を促進します。また、障害児のいる保護者の就労等を支援します。 | 子ども育成課 |
| ⑥ 保育所等訪問支援の実施 | 保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。 | 障害福祉課 |
| ⑦ 学童クラブでの障害児の受入れ | 全ての学童クラブにおいて、指導員等の支援により集団生活が可能で、かつ通所することができる障害児を受け入れ、健常児とともに育成することで、健全な社会性の成長、発達を促進します。また、障害児のいる保護者の就労等を支援します。 | 子ども育成課 |
| ⑧ 放課後等デイサービスの実施 | 学校に通学している障害児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。 | 障害福祉課 |
| ⑨ 障害児相談事業の実施 | 障害児に関する知識と経験を持つ専門職員を地域子育て支援事業を実施する施設等に配置し、障害児が社会で自立 | 健康課 子ども育成課 |

| | | |
|--|-------------------------|--|
| | できるよう継続的な相談や支援をしま す。 | |
|--|-------------------------|--|

【主な施策】

| 施策 | 内容 | 所管課 |
|-----------------------------|---|--------|
| ⑩ 児童館における 障害児対象事業の 実施 | 障害児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、孤立しがちな保護者同士の交流を図り、親子が共に成長できる機会を提供します。また、兄弟姉妹への支援も行います。 | 子ども育成課 |
| ⑪ 医療的ケア児に対する支援のための体制整備 | 内容検討中 | |

3 地域の理解のもと障害のある人も いきいきと参加しているまちづくり

(1) 障害の理解と合理的配慮の推進

現状と課題

施策の方向

【主な施策】

| 施策 | 内容 | 所管課 |
|------------------|---|----------------|
| ①理解を深めるための啓発の推進 | 市の広報、ホームページ、情報メール、イベント、パンフレット等によって、福祉情報の提供や理解の促進に努めます。 | 障害福祉課 |
| ②学校教育における福祉教育の充実 | 総合的な学習の時間や特別活動でのボランティア体験学習や障害者との交流学習などを通して、福祉教育の充実に努めます。 | 教育指導課 教育支援課 |
| ③社会教育における福祉教育の充実 | 「心のバリアフリー」や「互いに支え合い、共に生きることができる社会」等の実現を目指し、福祉教育の充実に努めます。 | 公民館 |
| ④障害者施設授産品販売の支援 | 市役所内で障害者施設の授産品販売を支援することにより、障害者の自立を促進します。また、障害者と健常者の交流の機会を増やし、障害者に対する理解を促進し、市民への普及啓発の機会とします。 | 契約管財課 障害福祉課 |

| | | |
|-----------------|--|-------|
| ⑤当事者会・家族会の活動の支援 | 障害者と家族が支え合い、地域で生活する力を養えるよう、当事者会・家族会への情報発信等により活動を支援します。 | 障害福祉課 |
| ⑥「心のバリアフリー」の推進 | 内容検討中 | |

4 障害のある人の地域生活の基盤づくり

(1) 日中活動の場の確保

現状と課題

施策の方向

【主な施策】

| 施策 | 内容 | 所管課 |
|----------|--|-------|
| ①生活介護の実施 | 常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 | 障害福祉課 |

| | | |
|------------------|---|-------|
| ②就労継続支援の実施 | 一般企業への就労が難しい方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 | 障害福祉課 |
| ③日中一時支援の実施 | 介護者が緊急、その他やむを得ない理由により介護できないときに、障害者の日中における活動の場の確保及び一時的な介護の支援を行います。 | 障害福祉課 |
| ④地域活動支援センター事業の実施 | 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行い、地域での自立した生活の支援と社会参加の促進を図ります。 | 障害福祉課 |